

平成 29 年 3 月 福島市議会定例会議 中核市移行に関する調査特別委員長報告

中核市移行に関する調査特別委員会の調査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

当委員会は、平成 28 年 1 月 19 日に中核市移行に関するまちづくりの方針、市民福祉の向上及び財政影響等に関する調査を行うため、委員 11 名の構成により設置され、市当局から説明を聴取するとともに、行政視察を実施するなど、これまでに計 25 回の委員会を開催いたしました。

この間、市当局から平成 30 年 4 月の中核市移行の時期が示され、また市議会としても中核市移行に伴う保健所整備設計委託費に関する補正予算を可決したことから、平成 28 年 9 月定例会議では、保健所整備を中心とした中核市移行への諸課題の解決に向け、地域の実情を踏まえた市民サービスの向上や財政影響、保健所設置に伴う専門職員の確保と職員研修などについて調査の経過を踏まえ、中間報告を実施いたしました。

また、平成 28 年 12 月定例会議では保健所整備工事費を計上した一般会計補正予算が本会議において賛成多数により可決され、市議会としても中核市移行に対する一定の考え方を示したところであり、本 3 月定例会議には、議案として中核市指定に係る申出の件が提案されています。これらの状況を踏まえ、中核市移行に対する諸課題の解決に向けたさらなる取り組みや中核市のあり方について、当委員会で実施しました調査の経過並びに結果についてご報告いたします。

はじめに、中核市移行に伴う保健所設置について、ご報告いたします。

市当局からは、中核市移行に伴う保健所の設置について、市保健福祉センター北側駐車場に検査棟及び犬猫保護施設を新設するとともに、同センターの 3

階、5階を改修し、保健所事務室、血液検査室・相談室等を整備する計画で進めているとの説明がありました。

また、市保健所設置基本方針によると、市保健所は、生涯を通じた健康づくり、保健衛生及び健康危機管理の拠点として位置づけられており、検査棟は、細菌検査、理化学検査などの食品衛生、環境衛生の安全確保や食中毒、感染症の原因究明に係る検査を行う施設、犬猫保護施設は、狂犬病予防法又は動物の愛護及び管理に関する法律により保護された犬猫の収容や譲渡などの業務を行う施設として整備するほか、血液検査室・相談室は、H I Vなどの相談や検査のため、プライバシー保護の観点から一般の施設利用者と顔を合わせずにフロアへの出入りが可能となる動線を確認し、整備するとのことでもあります。

さらに、執務スペースに関する説明では、新築される検査棟の延べ床面積は871.6平米、犬猫保護施設は87.5平米、保健福祉センター3階部分の改修を伴う保健所事務室は395平米、同じく5階部分の改修を伴う血液検査室・相談室等は125.4平米とのことであり、これらの設計に際しては、各施設において適切に業務の執行ができるよう福島県及び県衛生研究所に助言を求めたとのことでもあります。また、この執務スペースについては、県北保健所以上に事務室の面積を確保すること、今後の物品保管などに対応すべく検査棟に200平米以上もある書庫兼倉庫スペースを設けるとの説明がありました。

加えて、これら保健所整備に係る事業費については、設計・地質調査委託費が3,100万円、建設改修工事費が総額8億3,300万円、合計8億6,400万円とのことであり、検査棟、犬猫保護施設については本年11月、保健所事務室、血液検査室・相談室等については、来年2月に工事完了を見込んでいるとの説明を受けたところでもあります。

なお、保健所設置に伴う専門職員の採用については、今年度募集した獣医師、

薬剤師、農芸化学などの職員の確保ができたとの報告がありました。

一方、保健所駐車場については、現在、保健福祉センター駐車場として171台分を確保しておりますが、今後は、検査棟、犬猫保護施設に併設する形で駐車場を整備し、保健所来庁者用として22台、こども発達支援センター利用者用として3台、公用車用として2台、合計27台分を新たに確保する計画であります。また、その整備にあたっては、他市保健所の駐車台数を参考にしたほか、県保健衛生合同庁舎駐車場の利用実態調査を行うなど、保健所業務において必要とされる駐車台数を十分確保するものであるとの説明がありました。

なお、駐車台数に関する当委員会での議論に対しては、事業者に対する説明会など多数の来庁者が見込まれる場合の対応として、保健福祉センター業務と調整を図るとともに、今後も近隣における駐車場確保について検討を進めるとの説明がありました。

次に、市保健所及び庁内部局との連携について申し上げます。

本市では、保健所設置による一体的な保健衛生サービスの提供に向け、市が行っている母子保健、成人保健等に関する業務と、県から移譲される感染症対応、難病対策、精神保健対策に関する業務の連携を強化することとしています。

連携する業務の具体例及び効果に関しては、乳幼児を対象とした業務では、市保健所の地区保健師とこども未来部の保健師が連携しながら、赤ちゃん訪問から小児慢性特定疾病における相談までを一体的に実施することにより、疾病の特徴を理解したうえで保育所や福祉サービスに繋げることが可能となるほか、児童生徒を対象とした業務では、学校給食における栄養管理指導を通じた情報の収集、分析により教育委員会と連携して、健康づくりプランや食育推進計画に基づいた施策を進めることが可能となるとの説明がありました。

また、全ての世代を対象とした業務の一例として、難病患者の療養支援があ

り、難病患者の医療費助成の申請業務が県から移譲されることにより、福祉や介護部門と連携しながら医療相談や訪問を行うなど、地域における難病患者の実情に合った療養支援を実施していくとのことでもあります。

一方、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく措置入院における移送などの事務、麻薬4法に関連する事務、地域保健法に基づく市町村に対する援助及び市町村間の連携調整に関連する事務、予防接種法第6条第2項に基づく臨時に行う予防接種に関連する事務については、県北保健所が引き続き行うとの説明がありました。

次に、法定移譲事務、任意移譲事務について申し上げます。

市当局からは、平成28年10月1日時点における関係法令の数、移譲事務の数、事務の内容、移譲による効果についての説明があり、その中で、法定移譲事務については、103法令、1,521項目の事務が移譲を予定しているとのことでもあります。その一例としては、児童福祉施設の設置認可、指導監督など児童福祉法に係る事務が移譲されることにより、申請の受付から認可までの一連の事務が市で完結し、手続期間を約1週間程度短縮できること、市が直接指導監督を行うことにより市の実情を踏まえたきめ細かな対応が可能となることなどの説明がありました。

次に、任意移譲事務については、81法令、510項目の事務の移譲を予定しており、その一例としては、第一種、第二種動物取扱業の登録及び立入検査など、動物の愛護及び管理に関する法律に係る事務が移譲されることにより、法定移譲事務における動物の適正な飼育に関する個人への助言、指導とあわせて、業者への監視、指導を併せて行うことにより、動物愛護の普及啓発がより効果的に実施可能となるとの説明がありました。

さらに、これらの権限移譲による事務量の増加に対しては、人員不足による

事務の停滞が生じることがないように、担当部局において事務量を精査した上で適切な人員配置を行うとの説明がありました。

次に、市の実情を踏まえたまちづくりについて申し上げます。

本市では、中核市移行による地域の特色を生かした政策展開を図るため、県の基準で行っている様々な事務を市の基準で行い、市民の声を反映したまちづくりを進めることとしております。これに関して市当局からは、民生行政に関連する4項目をはじめとした合計9項目に対する市の実情を踏まえた取り組みの方向性が示され、特に県費負担教職員の研修に関しては、本市の歴史的遺構や建造物、豊かな自然環境等を活用した独自の研修を実施し、指導力、教師力の向上を通じて教育現場における子供たちのふるさと福島市への理解と愛着を醸成していくとの説明がありました。

これら中核市移行に関する基本的事項の調査を踏まえ、中核市移行に関するまちづくりの方針、市民福祉の向上及び財政影響等について、当委員会として特に付言すべき事項を次の4点に整理いたしましたので、ご報告いたします。

1点目は、市民サービスの向上についてであります。

市当局からは、中核市への移行により、事務の効率化や処理時間の短縮による手続きの迅速化や申請窓口の一本化が図られるなど、市民サービスの向上に資する事務の具体例を聴取いたしました。

一方、市の特色や実情を踏まえたまちづくりの方針、独自基準については、基本的な方向性が示されたものの、これらについて当委員会として十分なメリットを見出すに至るまでの詳細な内容は説明されませんでした。

このことから、今後の人口減少・少子高齢化社会における地域の行政課題の解決に向け、中核市移行に伴い移譲される権限、拡大される条例制定権により生じる具体的なメリットについて、引き続き市民の理解を深めるよう説明を求

めるものであります。

加えて、さらなる市民サービスの向上を図るためには、市の特色や実情を踏まえたまちづくりを支える組織力の強化や職員力の向上が必要であることから、今後は研修等をより一層充実させるべきであります。

2点目は、保健所設置についてであります。

市保健所については、業務を通して、保健・医療・福祉の連携を強化し、いのちと健康を守る拠点とすることを目指すとしており、それらの達成に必要な保健所スペースについては、現在の県北保健所以上となる、十分な面積を確保するとしています。

しかしながら、新型インフルエンザ等の新興感染症対応や、ノロウイルス等の食中毒に対する適正な食品衛生管理など、保健所に求められる役割はますます増大することが見込まれることから、さまざまな場合においても保健所機能が十分に果たせるよう、今後も必要に応じたスペースの確保を含めた施設の充実を図る必要があります。

また、新設される犬猫保護施設については、譲渡用見学スペースが設けられるなど、本市動物愛護行政の中心的な役割を担う施設となりますが、今後は定期的な譲渡会の開催などを通じて、犬猫の殺処分ゼロに向けた取り組みを着実に進めることが重要であります。そのためには、動物愛護団体、市民ボランティアとの連携、協力はもちろんのこと、啓発活動による動物愛護に対する意識の浸透や市民ボランティアの育成を進めるなど、市民、関係団体、行政の協働による動物愛護に関する施策を推進すべきであります。

なお、保健所事務室の整備をはじめとする保健福祉センターの改修工事については、来年2月の完了を見込んでおり、その間も乳幼児健診や施設の貸し出しなどを継続することとしております。これら工事期間中は、利用者に不具合

が生じないよう、改修工事に伴う騒音等に十分配慮するとともに、工事車両等の往来における安全確保に努めるべきであります。さらには、保健所整備により今後使用ができなくなる3階和室の代替措置の検討や和式便器の洋式化を含めた共用設備の施設改善などについても、柔軟な対応を求めるものであります。

3点目は、連携中枢都市圏についてであります。

市当局からは、将来においても活力ある地域を維持するために、中核市移行後は連携中枢都市圏の構築を目指すとの説明がありました。

また、今年度、福島圏域首長懇話会を開催し、近隣市町村との広域連携の推進に向けた協議を進めておりますが、県北地方の中心都市として、圏域の社会経済の一層の活性化を図る必要があると考えます。そのためには、圏域全体の経済成長のけん引、高次の都市機能の集積と強化、圏域全体の生活関連機能サービスの向上という観点から、お互いの自治体が持つ地域資源や特色の活用に向けたさらなる協議、調整を求めるとともに、近隣市町村と取り組む広域連携の具体例などを積極的に広報し、市民の理解を深めるべきであります。

4点目は、中核市移行に伴う財政影響についてであります。

市当局からは、保健所整備を始めとするイニシャルコストについて、国等の財政措置がないものの、事業費、人件費等のランニングコストについては、交付税措置の算定基礎となる基準財政需要額の増加によって、財源は確保される見込みであるとの説明がありました。

しかし、地方分権が推進される中で、地域の実情に応じたきめ細かな施策を展開するためには、交付税措置のみならず、自助努力により安定した財源を確保していくことも必要と考えます。よって、財政措置に係る動向を注視するとともに、効果的かつ効率的な行財政運営により、歳入確保や歳出削減をさらに

強化すべきであります。

以上、当委員会における調査の経過並びに結果について申し上げましたが、今回の調査を進めるにあたり、ご協力いただいた市当局をはじめ関係各位の皆様にご心から感謝を申し上げます。

なお、当委員会は調査を終了いたしますが、市当局におかれましては、中核市に移行した際には、当委員会で調査いたしました中核市移行に関するまちづくりの方針、市民福祉の向上及び財政影響等を十分に検証し、これら検証結果に基づく中核市移行による効果及び中核市移行後の課題については、市民及び議会に対して明確な説明をするよう強く求めるものであります。

最後に、将来にわたって持続可能な社会をつくるため、人口減少・少子高齢化対策にさらに取り組むとともに、市民との協働によるまちづくりを一層推進していく必要があります。中核市へ移行した際には、移譲される事務権限を活用し、市の特色や実情を踏まえたまちづくりの推進とさらなる市民福祉の向上に取り組まれることを求めまして、特別委員長報告といたします。